

小金井市こども家庭センター条例

令和5年12月21日条例第32号

小金井市こども家庭センター条例

小金井市子ども家庭支援センター条例（平成15年条例第33号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項の規定に基づき、こども家庭センターを設置する。

（位置）

第2条 こども家庭センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市こども家庭センター

位置 小金井市貫井北町五丁目18番18号

（対象者）

第3条 こども家庭センター（以下「センター」という。）の支援の対象は、市内に居住する満18歳未満の児童及びその家庭並びに妊産婦とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

（業務）

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- （1）児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務
- （2）母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項各号に掲げる事業
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（休業日）

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。

- （1）日曜日
 - （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - （3）12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(開所時間)

第6条 センターの開所時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時までと、土曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(親子あそびひろばの設置)

第7条 センターに、地域における親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、親子あそびひろば(以下「ひろば」という。)を設置する。

(ひろば利用者)

第8条 ひろばを利用することができる者(以下「ひろば利用者」という。)は、次に定める者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね6歳までの就学前児童とその保護者
- (2) 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認められた者

(ひろば利用の制限)

第9条 市長は、ひろば利用者が次の各号の一に該当するときは、ひろばの利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められたとき。
- (2) ひろばの設置目的に反した不適当な利用がされると認められたとき。

(損害賠償義務)

第10条 ひろば利用者は、ひろばの利用に際して、施設、附帯設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(小金井市組織条例の一部改正)

2 小金井市組織条例(昭和44年条例第34号)の一部を次のように改正する。
第2条福祉保健部第4号中「保健衛生」の次に「(母子保健に関することを除く。)」
を加え、同条子ども家庭部第1号中「子育て支援」を「母子保健及び子育て支援」
に改める。